

ジェイアラート  
全国瞬時警報システム (J-ALERT) の  
運用を開始しました

**昨**年度末に整備を行いました全国瞬時警報システム(J・ALERT)の運用を10月1日から開始しました。

全国瞬時警報システム(J・ALERT)とは、内閣官房からの有事情報や気象庁からの気象情報や人工衛星を介して防災行政無線から自動放送されるシステムで、市民の方々に早期の避難や予防措置などを促すことを目的としています。

システムが起動した際は、サイレンまたはチャイム放送後に、男性の機械的な音声で有事情報や気象情報が防災行政無線により放送されますが、慌てずに行動してください。

なお、システムが起動する有事情報及び気象情報は次のとおりです。

■国民保護関係情報

武力攻撃事態(ゲリラ)、武力攻撃予測(航空)、弾道ミサイル攻撃、緊急対処事態(大規模テロ)、キャンセル報(誤報の場合)

■緊急地震速報

推定震度4、5弱、5強、6弱、6強、7

■火山噴火警報(阿蘇山)

噴火警戒レベル4(避難準備)、レベル5(避難)

■気象情報

土砂災害警戒情報

《問い合わせ先》 総務課 防災交通係 ☎ 22-3111  55-3111

地域の声を市政に！阿蘇市地域審議会のご紹介

【各地区地域審議会委員】

(順不同、敬称略)

	一の宮地区	阿蘇地区	波野地区
会長	志賀 昭男 (坂 梨)	本田 幸徳 (狩 尾)	阿南 洋 (笹 倉)
副会長	相部 弘子 (宮 地)	小島ヤス子 (西湯浦)	後藤五十子 (滝 水)
委員	武田 賢次 (手 野)	園田 晴夫 (役犬原)	岩瀬 國興 (横 堀)
	寺川 隆文 (宮 地)	本田 二男 (乙 姫)	工藤 富之 (檜木野)
	山部謙一郎 (宮 地)	谷崎 千浪 (黒 川)	藤井貴美夫 (大 道)
	井手登志成 (中 通)	湯浅 陸雄 (内 牧)	高日 龍治 (宮 地)
	犬飼 忠綱 (宮 地)	村上 勝寛 (黒流町)	岩下イツ子 (滝 水)
	林 博子 (宮 地)	藤川美智子 (内 牧)	後藤 榮子 (横 堀)
	古閑 佐敏 (宮 地)	菊池 秀一 (蔵 原)	檜木野政一 (仁田水)
	家入 春三 (宮 地)	工藤 文章 (内 牧)	城井 榮作 (小 園)
	井手 伸一 (中 通)	麻生 廣文 (三久保)	野田 文隆 (大 道)
	中川 竹久 (坂 梨)	山本 文昭 (乙 姫)	岩下 尚文 (坂の上)
	室 恒和 (宮 地)	江入 鐵雄 (跡ヶ瀬)	志賀 怜子 (檜木野)
	後藤 和行 (宮 地)	高宮 隆博 (湯 浦)	古澤志喜男 (中 江)
岡田 恵子 (宮 地)	伊藤 定照 (乙 姫)	岩下 和海 (中 江)	

**地**域審議会は、町村合併によって住民の意見が市の施策に反映しにくくならないように、旧町村の区域にかかる事務等に関し、市長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき、市長に意見を述べる付属機

関として合併当初から設置されています。阿蘇市では旧町村毎(一の宮・阿蘇・波野)に審議会が設置されており、各種団体の代表者など15人以内の委員で構成されています。

《問い合わせ先》 企画振興課 企画調整係 ☎ 22-3169

## 平成24年度 保育園入園のご案内

受付：11月7日(月)～12月9日(金)まで

### ○保育園一覧

地区	保育園名	電話番号	定員
一の宮	(私)宮地保育園 *	22-2444	120
	(公)坂梨保育園	22-0435	45
	(私)りんどう保育園	22-4539	100
	(私)古城保育園	22-0380	45
阿蘇	(私)内牧保育園 *	32-0354	130
	(私)黒川保育園 *	34-0402	120
	(公)山田保育園	32-0794	45
	(公)乙姫保育園	32-0315	30
	(私)熊本YMCA赤水保育園	35-0024	90
	(私)熊本YMCA永草保育園	32-0810	30
波野	(私)熊本YMCA尾ヶ石保育園	32-0213	40
	(公)波野保育園	24-2800	45

\*印の保育園は、平成24年度から民間に移管されます。

**保**育園は、家庭で  
お子さんの保育  
ができないとき、家族  
に代わって保育するこ  
ころです。0歳児から  
小学校就学に至るま  
で、年齢と個々の発達  
に応じて、適切な乳幼  
児保育を行っていま  
す。  
入園を希望される方  
は、次のとおりお申し  
込み下さい。また、年  
度途中での入園を希望  
される方もこの期間内  
にお申し込み下さい。

### ○入園できる基準

入園できる児童は、児童福祉法に  
基づき、次のいずれかの事項に該  
当する家庭の児童です。

- ① 仕事をしている  
る又は就職活  
動中である
- ② 家庭で家事以  
外の仕事（内  
職など）をし  
ている
- ③ 出産の前後、病気、負傷、心身に  
障害がある
- ④ 介護や看病の必要な方の世話をし  
ている
- ⑤ その他、お子さんの保育ができな  
いと判断された場合



※なお、「集団生活を体験させたい、  
幼児教育の場として利用したい」と  
いう理由では入所の対象になりませ  
ん。

### ○保育料

保育料は、公立  
・私立保育園共に  
同じで、お子さん  
の年齢と世帯員の  
課税状況によって  
算定されます。



### ○提出書類

提出書類は、市役所健康福祉課、  
各支所と各保育園に用意してあり  
ます。また、阿蘇市ホームページ  
からもダウンロードできます。

- ① 保育所入所申込書（一人に一枚）
- ② 家庭内状況申立書（一世帯につき  
一部）
- ③ 平成23年分源泉徴収票（写し）また  
は平成23年分確定申告書（写し）
- ④ 平成23年度課税台帳記載事項証明  
書（平成23年1月1日以降の転入  
者のみ必要となります。）

※家庭の状況により、右記以外の書  
類が必要な場合もあります。

※③と④は後日提出していただきま  
す。

### ○入園の承諾

入園の承諾  
は2月頃に決  
定し、保護者に  
通知します。な  
お、ひとつの保  
育園に希望者が  
多く、定員を超える場合は、他の保  
育園に入園していただくこともあり  
ますので予めご承知置き下さい。



## 阿蘇市幹線道路工事に伴う迂回をお願い

工事期間：平成24年3月末まで（予定）

**阿蘇市**では、平成19年度から平成23年度の5ヶ年間に於いて、農村公園あびか前交差点（国道212号線）から主要地方道別府一の宮線までの東西線（一部を除く。）の整備工事を行っています。

本年度はいよいよ最後の年を迎え、最終的な工事を行っています。この工事のため道路利用者の方々には大変ご迷惑とご不便をおかけしております。

現在通勤等で利用されている方々におかれましては、**煩わしさ**を回避するため、**県道阿蘇一の宮線のご利用**をお勧めします。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



《問い合わせ先》 建設課 建設係 ☎ 22-3187

## 市役所窓口に「耳マーク」を設置しました！

**聞**こえない、聞こえにくいといった聴覚障がいのある方が、普段の生活の中で一番困ることとは、受け答えに時間がかかり、うまく意思疎通を図ることができないということです。

特に、聴覚障がいの場合、障がいが見えにくいから、誤解や不利益なことが生じたりすることが少なくありません。また、窓口で呼ばれてもわからないなど社会生活の中の不安は大きく、「耳が不自由なので書いてください」というのも、とても勇気が必要なことです。

市では、市民部の各窓口及び内牧・波野支所に「耳マーク」を設置しましたので、筆談等の対応を希望される場合は、「耳マーク」を指さしていただきますようお願いいたします。



《問い合わせ先》 健康福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167 55-3167

「宮山遺跡Ⅱ発掘調査報告書」限定販売！  
1部 5,000円（限定80部）



▲収録している写真の一部

平成17年度から18年度にかけて阿蘇西小学校体育館新築工事に先立って実施した宮山遺跡発掘調査の成果をまとめた報告書が完成しました。

発掘調査では今から約1800年前の弥生時代の村の跡が見つかり、当時の住居跡や出土品が多数発見されました。報告書では発掘された住居跡や出土品の図版やカラー写真を多数収録し、発掘調査の過程や周辺遺跡を含めた歴史考察な

どを掲載しています。また附論として山田地区で発見され市内では初調査となった8世紀後半（奈良時代末から平安時代初頭）の骨蔵器を納めた火葬墓の調査報告も収録しています。

教育委員会において80部限定で1部5000円にて販売致します。在庫がなくなり次第販売終了となりますので、購入希望の方は教育課社会教育係にお問い合わせください。

- 書名 阿蘇市文化財調査報告第2集「宮山遺跡Ⅱ」
- 販売価格 1部 5,000円（限定80部）
- 規格 A4判（中性紙）  
全209ページ（うちカラー図版30ページ）
- 編集発行 阿蘇市教育委員会

※専門的な内容の報告書となっていますので、購入を検討される際には事前に市立図書館（阿蘇・一の宮）及び教育課社会教育係にて閲覧のうえ内容確認をお願いします。



「宮山遺跡Ⅱ」発掘調査報告書

《問い合わせ先》 教育課 社会教育係 ☎22-3229

木材利用推進基本方針を策定

平成21年12月（2009年）、国において「森林・林業再生プラン」が作成され、このプランを推進するために、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年（2010年）5月26日公布、同年10月1日に施行となりました。

この法律第9条に基づき「阿蘇市公共施設・公共工事木材利用推進基本方針」を策定しました。（※ホームページ参照）



今後この方針に基づき、阿蘇市が行う公共建築物及び公共土木工事等の実施にあたっては、地域材（または熊本県産材）の利用を積極的に推進します。

また、民間において整備される公共的な施設（社会福祉施設や病院、観光施設、物産館等）においても地域材の利用に積極的に取り組んで頂きますようお願いします。

問い合わせ先 農政課 畜産林業係 ☎22-3274